

総合的なアスベスト対策の推進

- 改正大気汚染防止法の施行に伴い、地方公共団体への支援の強化とともに、関係法令における対策の強化、連携の充実により総合的なアスベスト対策を推進されたい。

【提案・要望先】厚生労働省・環境省

1. 提案・要望内容

(1) 大気汚染防止法に基づくアスベスト対策への支援

- 改正大気汚染防止法の施行に伴う地方公共団体の業務量増加に対する支援

(2) 適正な事前調査実施に向けた取組の推進

- 事前調査に係る有資格者の数および継続的な質の確保

(3) 関係法令における対策の強化・体制の充実

- 石綿障害予防規則を所管する労働局・労働基準監督署における監視指導等取組強化のための体制の充実

(4) 労働安全対策を軸とした総合的な取組の推進

- 建築物解体等工事における労働安全対策の徹底に向けた関係省庁の連携による根源的な仕組みづくり

2. 提案・要望の理由

- 改正大気汚染防止法が令和3年4月1日に施行され、膨大な数の解体等工事が規制の対象となり、監視指導対象が大幅に増加した。これにより、地方公共団体の大幅な業務量の増加が見込まれるため、財政面はもとより、地方公共団体の実情に即したマニュアル作成や研修の実施等技術面からの支援が必要。
- 令和5年10月1日に施行される建築物石綿含有建材調査者等有資格者による事前調査実施の義務化に向け、十分な有資格者数の確保に加え、継続的な事前調査の質の確保に向けた仕組みづくりも必要。
- 石綿障害予防規則も改正されており、大気汚染防止法を所管する地方公共団体と同規則を所管する労働局・労働基準監督署が連携し、監視指導等の取組を行うことが効果的であることから、地方公共団体だけでなく、同局・同署の体制についても充実させることが必要。
- アスベストによる健康被害防止のためには、最もリスクの高い建築物解体等工事における労働安全対策が徹底されることが前提。膨大な数の解体等工事を個別に監視し、徹底を図ることは困難であり、建築物管理から解体等工事までの一連の過程において労働安全対策の徹底が図られるよう、厚生労働省が関係省庁と連携し、根源的な仕組みを構築することが必要。

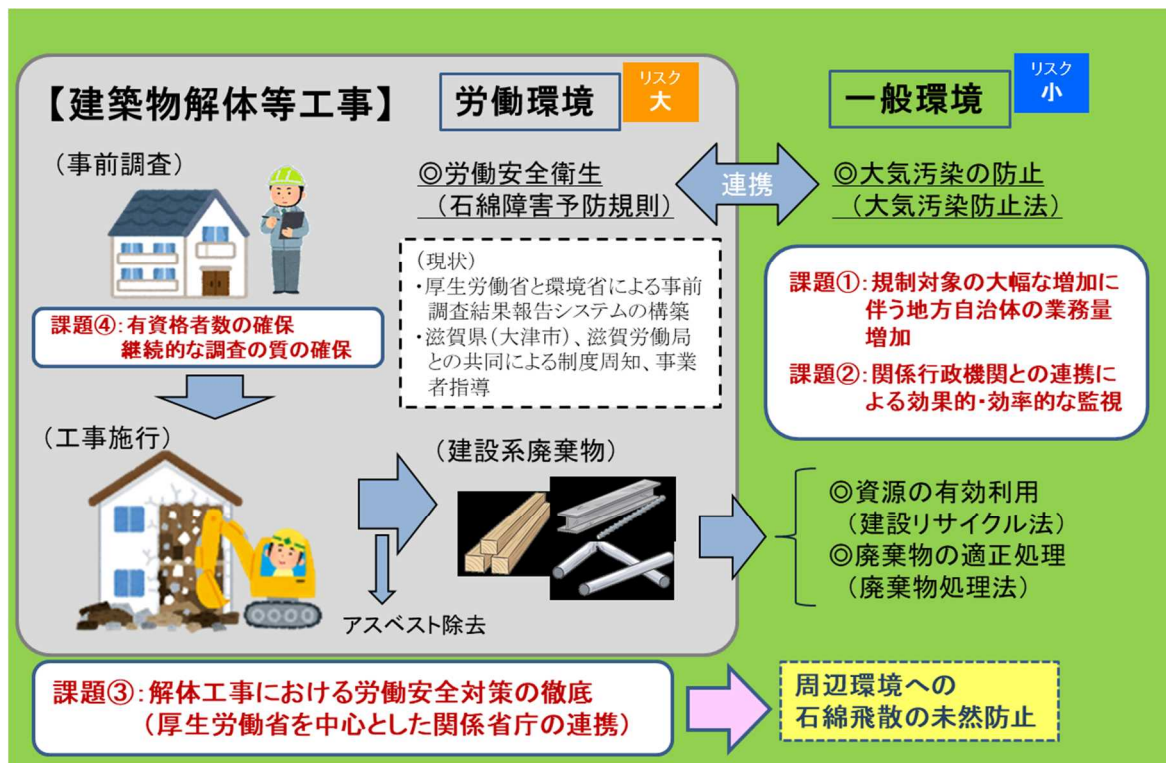
(本県の取組状況と課題)

(1) これまでの取組

- 届出対象特定工事現場（レベル1、2建材使用）に対する立入指導
- 建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール等による解体等工事現場（レベル3建材使用）への立入指導
- 滋賀労働局との協定（H17.9）に基づく所管法令に関する届出情報の共有
- 滋賀労働局、大津市（大気汚染防止法の政令市）との連携による改正大気汚染防止法、石綿障害予防規則の周知等の実施

(2) 課題

- 規制対象工事の大幅な増加による業務量の増加
- 事前調査に係る有資格者の数と継続的な質の確保
- 関係行政機関との連携による効果的・効率的な監視体制の確立
- アスベストのばく露リスクに応じた適切な役割分担による効果的・効率的な対策の推進



担当：琵琶湖環境部環境政策課環境管理係
TEL 077-528-3357